

<p>第八条の二 厚生労働大臣は、前条第一項第一号若しくは第二号に掲げる処分を受けた薬剤師又は同条第三項の規定により再免許を受けようとする者に対し、薬剤師としての倫理の保持又は薬剤師として必要な知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「再教育研修」という）を受けるよう命ずることができる。</p> <p>厚生労働大臣は、前項の規定による再教育研修を修了した者について、その申請により、再教育研修を修了した旨を薬剤師名簿に登録する。</p> <p>厚生労働大臣は、前項の登録をしたときは、再教育研修修了登録証を交付する。</p> <p>第十九条 薬剤師は、前項の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>前条第一項から第十八項まで（第十三項を除く。）の規定は、第一項の規定による命令をしようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定め研修修了登録証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>前条第一項から第十八項まで（第十三項を除く。）の規定は、第一項の規定による命令をしようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定め研修修了登録証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>（調査のための権限）</p>	<p>第八条の三 厚生労働大臣は、薬剤師について第八条第一項の規定による処分をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、当該事案に關係する者若しくは参考人から意見若しくは報告を徵し、調剤録その他の物件の所有者に対して、当該物件の提出を命じ、又は当該職員をして当該事案に關係のある薬局その他の場所に立ち入り、調剤録その他の物件を検査させることができる。</p> <p>前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>（届出）</p> <p>第九条 薬剤師は、厚生労働省令で定める一年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年一月十五日までに、その住所地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出なければならぬ。</p>
--	---

（再教育研修）

第八条の二 厚生労働大臣は、前条第一項第一号若しくは第二号に掲げる処分を受けた薬剤師又は同条第三項の規定により再免許を受けようとする者に対し、薬剤師としての倫理の保持又は薬剤師として必要な知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「再教育研修」という）を受けるよう命ずることができる。

厚生労働大臣は、前項の規定による再教育研修を修了した者について、その申請により、再教育研修を修了した旨を薬剤師名簿に登録する。

厚生労働大臣は、前項の登録をしたときは、再教育研修修了登録証を交付する。

（政令等への委任）

この章に規定するもののほか、免許の申請、薬剤師名簿の登録、訂正及び消除並びに免許証の交付、書換交付、再交付及び返納に関し必要な事項は政令で、第八条第一項の処分、第八条の二第一項の再教育研修の実施、同条第二項の薬剤師名簿の登録並びに同条第三項の再教育研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に關して必要な事項は厚生労働省令で定める。

（試験の目的）

第十二条 試験は、薬剤師として必要な知識及び技能について行なう。（試験の実施）

第十三条 試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が行なう。

厚生労働大臣は、試験の科目又は実施若しくは合格者の決定の方法を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならぬ。

（試験の実施）

（受験手数料）

第十六条 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

前項の規定により納めた手数料は、試験を行なった場合は、都道府県知事を経由することを要しない。

（政令等への委任）

この章に規定するもののか、免許の申請、薬剤師名簿の登録並びに同条第三項の再教育研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に關して必要な事項は政令で、第八条第一項の処分、第八条の二第一項の再教育研修の実施、同条第二項の薬剤師名簿の登録並びに同条第三項の再教育研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に關して必要な事項は厚生労働省令で定める。

（不正行為の禁止）

号の規定の適用については、施行日以後六年間は、同号中「前号に掲げる者」とあるのは、
「薬剤師法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百三十四号）による改正前の薬剤師法第十五
条第一号に掲げる者」とする。

第三条 施行日の属する年度から平成二十九年度までの間に学校教育法に基づく大学に入学し、薬学の正規の課程（同法第八十七条第二項に規定するものを除く。）を修めて卒業し、かつ、同法に基づく大学院において薬学の修士又は博士の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣が、厚生労働省令で定めるところにより新薬剤師法第十五条第一号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したものは、新薬剤師法第十五条の規定にかかわらず、薬剤師国家試験を受けることができる。

附 則（平成一八年六月二一日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十六条の規定、附則第三十一条の規定及び附則第三十二条の規定 公布の日
二 略

三 第三条の規定、第七条の規定、第八条の規定を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第

第一

この法律は、公布の日から起算して六月

を

超過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十二条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）

（検討）

（再免許の交付に関する経過措置）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された医療法等の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（再免許の交付に関する経過措置）

第十四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に第九条の規定による改正前の薬剤師法第八条

第二項の規定により免許を取り消された者に係る第九条の規定による改正後の薬剤師法第八条による。第四項の規定の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、（その他の他の経過措置の政令による。）

（罰則に関する経過措置）

（政令への委任）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する絏措置）

（罰則に関する絏措置）</

九第二項第一号の改正規定を除く。)、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百十条、第一百三十九条、第一百六十一一条から第一百六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十二条(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律による改正後のみの規定に限る。)並びに第一百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定(起算して六月を経過した日(行政庁の行為等に関する経過措置)の規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の处分その他他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(検討)

第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年一二月四日法律第六三号)(抄)(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十二条及び第三十九条の規定(処分等の効力)

第十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下同じ。)の施行の日

前に改正前のそれぞれの法律の規定によつてしまつた処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条及び次条において「改正後の各法律」という。)の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の各法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(検討)の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の各法律の相当の規定によってしたものとみなす。

第十四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、改正後の各法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第三十八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年五月二〇日法律第四四号)(抄)(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び第七条から第九条までの規定並びに次条及び附則第六条の規定(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、第一条中医薬品、医療機器等の品質、有

効性及び安全性の確保等に関する法律第一条の五第二項の改正規定及び第二条から第四条までの規定並びに附則第四条から第六条までの規定

は、令和五年二月一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)(抄)(施行期日)

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定(公布の日)

附 則 (令和五年六月一六日法律第六三号)(抄)(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第四条、第十三条及び第二十条の規定、第二十一条中内航海運業法第六条第一項第二号の改正規定、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十六条及び第三十九条の規定、第四十一条中貨物自動車運送事業法第五条第二号の改正規定、第四十三条规定第四四条及び第四十九条の規定、第五十五条中民間事業者による信書の送達に関する法律第八条第二号の改正規定並びに第五十六条、第五十八条、第六十条、第六十二条及び第六十三条の規定並びに次条並びに附則第十条、第十二条及び第十三条の規定(公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日